

中小事業者のための

平成28年度

環境省エコアクション21 CO₂削減プログラム補助事業Eco-Action21 CO₂ Reduction Initiative Program (通称:Eco-CRIP)

参加事業者の募集

環境経営の専門家と一緒にCO₂削減とコスト削減に取り組んでみませんか？

- ・取引先から環境対策を求められている
- ・環境経営に興味がある
- ・経営力強化、組織の再活性化をすすめたい
- ・エコアクション21の認証を取得したい

けれども、何からはじめたらいいのかわからない…
そんな中小事業者は、ぜひご参加ください！

環境経営の専門家の支援を受けながら、環境マネジメントシステムを構築・運用



国の補助により、支援等に要する費用が無料に！

エコアクション21審査人の中から選ばれた環境経営の専門家「支援相談人」が、
参加事業者の環境マネジメントシステムの構築を支援
5回の戸別訪問支援によって、Eco-CRIPに取り組みます。支援等に要する費用は、
規定の要件を満たせば、国の補助によって無料*です！

[参加無料]

募集開始

平成28年 6月1日

お申込は、最寄りの担当地域事務局で承ります。6月1日以降、下記ウェブサイト
プログラムの詳細、申込方法や担当地域事務局の情報等が公開されます。

【平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイト】

<http://www.ea21.jp/eeco-crip-2016/index.html>

Eco-CRIPに取り組む中小事業者のメリット

国からの補助	Eco-CRIPの支援等に要する費用は、規定の要件を満たせば、国の補助によって無料*になります。
5つのステップ	Eco-CRIPは初めて環境経営に挑戦する中小事業者にも、無理なく取り組める内容で構成されています。
戸別訪問支援	専門家による5回の支援を自社で直接受けることで、環境マネジメントシステムの構築が、よりスムーズに進みます。
成果の見える化	CO ₂ 排出量(省エネ)や経費削減等を、具体的に把握することができます。
成果のPR	見える化の成果を環境報告書に取りまとめ、お客様・取引先へPRできます。

Eco-CRIPとは？

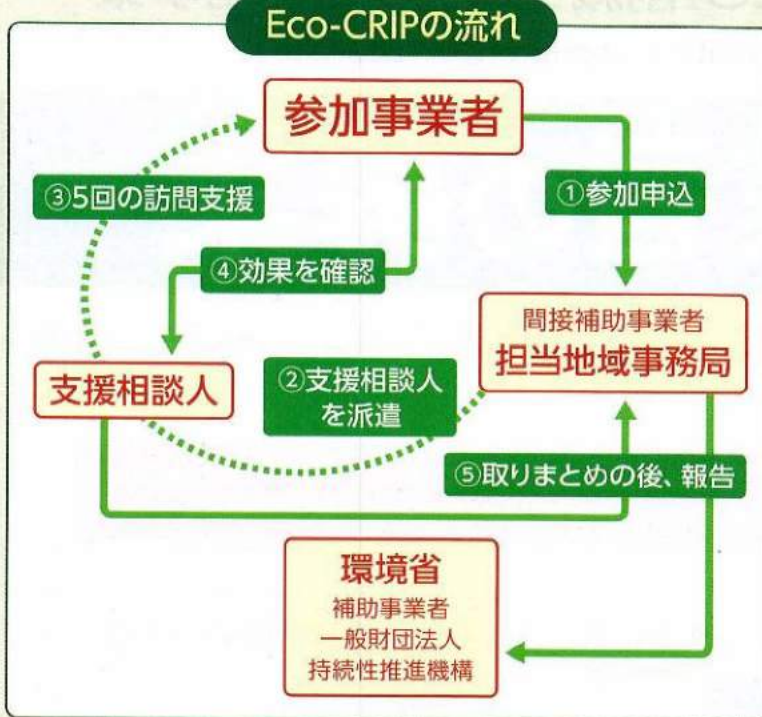
環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」をベースにした、CO₂削減に特化した簡素な環境経営システムです。「エコアクション21 CO₂削減プログラムの手引き」に基づき、事業活動に省エネルギー等の環境保全活動を組み込み、CO₂削減活動とコスト改善等によって、経営力の強化を図るプログラムです。

参加する中小事業者は、無料で派遣される環境経営の専門家(支援相談人)と一緒に、環境省が策定した5つの手順を進めます。CO₂削減の改善効果や、環境活動の結果を「見える化」することで、環境保全と事業発展の両立を目指すことができます。

参加事業者の要件

環境保全と事業発展の両立を図りたい中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。なお、応募数には、補助金総額に基づく上限があります（約275事業者、原則先着順、ただし、電気使用量等が把握できない事業者は参加できません。）。

Eco-CRIPの流れ



5回の戸別訪問支援とは？

- 手順 1** 電気料金等のエネルギーコストとCO₂排出量を把握し、削減可能性を検討します。
- 手順 2** 取組内容と従業員全員の役割を決め、省エネの取組を始めます。
- 手順 3** 環境への取組方針や、CO₂削減目標を決めます。
- 手順 4** 取組の結果を評価し、問題点を明らかにし、必要な改善を行います。
- 手順 5** 取組結果（CO₂やコストの削減量）をまとめます。

●詳しくは、6月1日以降に平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイトで公開される、「エコアクション21 CO₂削減プログラムの手引」をご参照ください。

補助金交付の要件

参加事業者が、Eco-CRIPの手引きに基づき、①5回の戸別訪問支援を受け、②平成29年1月20日までに支援相談人を通して所定の様式によりCO₂削減量を報告し、及び③平成29年2月28日までに補助金交付を申請することで、補助金が交付され、支援が無料となります。

さらに、参加事業者が、エコアクション21ガイドラインに基づき、上記の①から③の要件を満たすとともに、平成29年2月28日までにエコアクション21登録審査を申し込んだ場合は、支援が無料となるだけでなく、環境マネジメントシステム構築に係る費用の一部を補助します。

なお、参加事業者には、環境マネジメントシステム構築後の3年間、取組結果のご報告をお願いします。

申込にあたっての注意点

以下の場合、補助金が交付されず、事業者の支援等に要した費用をご請求する場合があります。また、交付された金額の一部の返納を求められる場合があります。

補助金が 交付されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・参加事業者が、平成29年2月28日までに補助金交付を申請しなかった場合。 ・参加事業者が、支援の途中で取組を中止した場合。 ・参加事業者が支援相談人を通して、所定の書式による取組報告を、平成29年1月20日までに行わなかった場合。
補助金の返納を 求める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・参加事業者が、平成29年2月28日までにエコアクション21登録審査を申し込んだが、その後、平成29年10月31日までに登録審査を受審しなかった場合。

Eco-CRIPとエコアクション21*の関係

- Eco-CRIPは省エネ、CO₂削減を目的としていますが、エコアクション21はCO₂削減に加え、廃棄物の削減、節水等にも取り組む、第三者認証・登録制度です。
- Eco-CRIPに取り組んだ事業者は、これをファーストステップとして、EA21の認証登録にステップアップできます。

*エコアクション21は、中堅・中小事業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度です。全国で約7,700件の事業者が、既に認証・登録しています。URL <http://www.ea21.jp/>

お問合せ ●補助事業者：一般財団法人 持続性推進機構 ●E-mail（事業者の方）：eco-crip1@ea21.jp ●Tel：03-6418-0370
●平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイト：URL <http://www.ea21.jp/eco-crip-2016/index.html>